

平成 29 年 度

定期監査及び行政監査報告書

安芸高田市監査委員

目 次

平成 29 年度定期監査及び行政監査報告書

第 1 定期監査	1
1 監査の概要	1
(1) 監査の種類	1
(2) 監査の対象とした部局	1
(3) 監査の対象とした事項及び範囲	1
(4) 監査の実施期間	1
(5) 監査の場所	1
(6) 監査の手続	1
(7) 監査の主な着眼点	1
2 監査の結果	2
(1) 業務委託の執行状況について	2
(2) 建設工事の執行状況について	2
(3) 補助金の交付状況について	2
(4) 備品の購入状況について	3
(5) 職員の給与の支給及びサービスの状況について	3
(6) 公用自動車の管理の状況について	3
第 2 行政監査	4
1 監査の概要	4
(1) 監査の種類	4
(2) 監査の対象とした部局	4
(3) 監査の対象とした事項及び範囲	4
(4) 監査の実施期間	4
(5) 監査の場所	4
(6) 監査の手続	4
(7) 監査の主な着眼点	4
2 監査の結果	5
(1) 事務事業における課題と取組みの状況について	5
第 3 むすび	8

第1 定期監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした部局

産業振興部（農林水産課、地域営農課、商工観光課）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

次の事項の平成29年4月1日から平成29年11月30日までを対象とした。

- ア 業務委託の執行状況
- イ 建設工事の執行状況
- ウ 補助金の交付状況
- エ 備品の購入状況
- オ 職員の給与の支給及びサービスの状況
- カ 公用自動車の管理の状況

(4) 監査の実施期間

平成29年12月25日から平成30年2月23日まで

(5) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(6) 監査の手続

監査の対象とした事項について、提出された資料から抽出した事業等の関係書類を基に、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか否かについて、通常実施すべき監査の実施手続により実施した。

(7) 監査の主な着眼点

- ア 業務委託の手続きは適正に行なわれているか。
- イ 建設工事の執行は適正に行なわれているか。
- ウ 補助金の交付は適正に行なわれているか。
- エ 備品の購入は適正に行なわれているか。
- オ 給与（時間外勤務手当等）は適正に支給されているか、また、勤務時間

- や休暇は適正に取り扱われているか。
- カ 公用自動車の使用は適正に行なわれているか。

2 監査の結果

(1) 業務委託の執行状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、業務委託の手続きは適正に行なわれているかという点に着眼して、次の業務を対象に関係書類の確認及び質問を行なった。

- ア 登尾地区搬出間伐及び森林作業道開設業務（農林水産課）
- イ 地籍調査業務（農林水産課）
- ウ 平成 29 年度有害鳥獣捕獲事業（地域営農課）
- エ 動物死骸処理（地域営農課）
- オ 観光振興施設経済波及効果調査業務（商工観光課）

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(2) 建設工事の執行状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、建設工事の執行は適正に行なわれているかという点に着眼して、次の工事を対象に関係書類の確認及び質問を行った。

- ア 林道入江戸島線開設（1 期）工事（農林水産課）
- イ 宮崎地区山腹工事（農林水産課）
- ウ 安芸高田市食肉処理加工施設場改修工事（地域営農課）

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 補助金の交付状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、補助金の交付は適正に行われているかという点に着眼して、次の補助金を対象に関係書類の確認及び質問を行った。

- ア 農業施設等補助事業補助金（農林水産課）
- イ 平成 29 年度 安芸高田市産直市販売戦略支援事業補助金（地域営農課）
- ウ 有害鳥獣対策事業（防護柵）（地域営農課）
- エ 大都市プロモーション事業補助金（商工観光課）
- オ 高校生の神楽甲子園事業補助金（商工観光課）

カ 郡山城下ぶらり吉田まち歩き事業補助金（商工観光課）

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(4) 備品の購入の状況について

該当がない。

(5) 職員の給与の支給及びサービスの状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、給与（特に時間外勤務手当等）は、適正に支給されているか、また、勤務時間や休暇は、適正に取り扱われているかという点に着眼して、時間外勤務及び休日勤務命令（計画）簿、出勤簿、休暇簿及び旅行命令簿・復命書を確認した。

証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(6) 公用自動車の管理の状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、公用自動車の使用は適正に行なわれているかという点に着眼して、公用車使用簿の確認を行った。

証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

第2 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象とした部局

産業振興部（農林水産課、地域営農課、商工観光課）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

次の事項で平成29年4月1日から平成29年11月30日までを対象とした。

ア 事務事業における課題と取組みの状況

(4) 監査の実施期間

平成29年12月25日から平成30年2月23日まで

(5) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(6) 監査の手続

事務事業における課題と取組みの状況調書の提出を求め、定期監査時に監査委員による監査の対象とした部局からの説明、質疑応答等を実施した。

(7) 監査の主な着眼点

ア 事務事業の執行に当っては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

イ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。

ウ 事務処理は能率的、効率的に行なわれ、改善すべき点はないか。

エ 事務の執行は、法令等に従って適正に行なわれているか。

オ 組織は簡素で、かつ、合理的なものになっているか。

カ 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

2 監査の結果

(1) 事務事業における課題と取組みの状況について

監査した結果は次のとおりである。

ア 環農林水産課

(ア) ほ場整備事業について

県営開拓事業で整備された団地を再編整備し、農地の集約化を図り大規模経営体を形成する。また、団体営事業で整備する地区について転換畑を行い、高収益作物を生産・販売することで、農業経営基盤の安定を図る。

大規模経営体を活かした生産性の高いほ場整備事業に取り組み、安定的に収益が見込める農産品を生産・販売することで、地元法人等の担い手や新規就農者が参入しやすい仕組み作りに努めていただきたい。

(イ) 国土調査事業について

山林調査について、所有者の高齢化等の理由から境界確認が困難となっている。

所有者の高齢化や未相続、活用意欲の減退などから山林の荒廃が進み、境界の特定が困難となっている。国土調査を進める上で、航空写真と森林基本図、林層の違いにより境界を確認する方法も活用して、所有者の境界確認を補助し、境界画定に繋がる事前杭打ちをし、山林部の調査を進めていただきたい。

(ウ) 水利施設維持管理事業について

八千代地区のかんがい排水施設と他町の施設との費用負担について整合を図る。

土師ダム建設時の特殊事情から公費負担を決定し、合併後も続けているものである。

合併後、旧町における受益者負担割合等考え方の相違から、各種負担等に不均衡があったため、公平性に併せ適切な受益者負担の面から多くは受益者に痛みを伴う説明を丁寧に行い、負担の統一を図られてきたところである。

同種の利益を得ている他施設の受益者との権衡にも留意しながら、維持管理施設受益者と十分協議を重ね、調整していただきたい。

(エ) 森林整備事業について

山林所有者の高齢化、木材価格の低下により山林への関心が低下する事で、森林の持つ公益的機能が低下している。

里山林の荒廃は、有害鳥獣による農作物への食害、地域環境の悪化のほか、防災機能の低下にもつながる。「木の駅プロジェクト」事業の周知と里山林整備活動をする担い手が、継続活動できる仕組み作りの構築に努めていただきたい。

イ 地域営農課

(ア) 有害鳥獣対策事業について

有害鳥獣対策として、捕獲・防護柵の設置補助を行っているが、被害の大幅な低減に至っていない。

捕獲班には、有害鳥獣を年中捕獲できるよう対策しており、鹿の捕獲数は県内で最も多いが、農作物への被害が後を絶たないのが現状である。

有害鳥獣捕獲班との更なる連携・防護柵設置助成・狩猟資格後継者育成と併せて、ジビエ事業で食肉の販路拡大にも努めていただきたい。

(イ) 担い手育成事業について

原山大規模野菜団地の土壌が重粘土質で、担い手のスムーズな参入の障害となっている。

土壌改良することで、地元担い手の営農に対する不安を解消し、生産性も上がると考える。引き続き土壌改良等の条件整備を実施する方向で取り組んでいただきたい。

(ウ) 畜産振興施設管理運営事業について

鍋石地区大規模野菜団地整備に伴い、牛糞処理量の拡大を図る必要がある。

畜産農家との合意形成のうえで牛糞処理の方法を計画し、鍋石地区大規模野菜団地の整備に取り組んでいただきたい。

(エ) 農業振興施設管理運営事業について

公共施設総合管理計画に基づく施設の譲渡協議と、広島北部農業協同組合の関わり方変更に伴う四季の里農園施設の運営が課題となってい

る。

公共施設総合管理計画に基づき、桑田の庄・川根柚子加工施設の地元への譲渡が予定されている。また、四季の里は、民間活力を利用した施設の利活用に引き続き取り組んでいただきたい。

ウ 商工観光課

(ア)雇用対策事業について

起業を目指す者の企業支援へのニーズは高まっており、安定経営や新たな雇用の創出に繋げるためにも創業後の支援も含めて必要となるが、起業者の申請内容やビジネスプラン等未成熟度が伺われる。

商工会・金融機関との連携による経営計画の策定支援、経理等のセミナーを開催して支援をされている。今後も新商品の開発や販路拡大の支援により継続・安定経営に向けた支援に取り組んでいただきたい。

(イ)観光振興事業について

田んぼアート事業について、平成32年度から新しくできる「道の駅」と併せて推進していく必要がある。

今年度には田んぼアート実行委員会を立ち上げ、来年度からは観賞米の植付け実験や、実施場所の選定を計画されている。

新しくできる道の駅、既存観光施設、田んぼアートの各施設が連携して、観光客の滞在時間を延ばす取り組みを検討していただきたい。

(ウ)外郭団体等運営指導事業について

各団体が運営する施設の老朽化に伴い、修繕・施設更新等多額の費用投資が必要となる見込みである。

観光施設の老朽化に伴い、修繕・施設更新に多額の費用が見込まれるが、単に経営収支だけではなく、地域の活性化や地元経済への波及効果や伝統芸能の継承も含めて、観光振興施設検討委員会で議論していただきたい。

第3 むすび

当市は、「市の未来を創る投資」「市民に元気と活力を与える投資」「市民の安全・安心を与える投資」を行い、市民自らが全国に誇れる「住み続けたいまち 安芸高田市」を創ると第2次安芸高田市総合計画に市の基本方針として掲げている。

その中で産業振興部は、働く場の確保、農林水産業者の支援、有害鳥獣対策、観光振興と企業誘致を柱として、市内産業の振興と地域経済の活性化に取り組んでおられることが伺えた。

普通交付税の合併特例加算措置の段階的削減により、行財政運営が厳しくなり、少子高齢化、人口減少が急激に進む中、大規模農業団地整備や農林業の担い手育成、起業者支援等、様々な施策を展開し、安芸高田市の繁栄に寄与すべく取り組んでおられる姿勢が強く感じられた。

所管される施策・事業に対して地域創生総合戦略、観光振興計画などに掲げた目標を達成されるよう努力していただきたい。年度毎に施策・事業の効果を検証されるPDCAサイクルにビックデータ解析の採用を検討されるなどより緻密な評価をされることを望むとともに、全般に産業・経済基盤のポテンシャルは高くないが、全国を凌駕した本市独自の強みを活かし、地域経済の活性化を担う産業振興部において、当面の人口減対策に関わる施策に成果を出していただきたい。